

平成30年度第3回野木町空家等対策協議会議事録(要旨)

日 時	平成30年11月1日(木)午後13時30分から15時15分
会 場	野木町役場本館2階大会議室
出席者委員	真瀬宏子委員(会長)、長島正義委員(副会長)、 富田英俊委員、檜山金哉委員、野本新一委員、松本光司委員、 岩瀬勇委員、黒岩伸年委員(代理 中村資氏)、 真瀬栄八委員、老沼和男委員、知久善一委員
欠席者委員	増山正明委員
事務局	小沼未来開発課長、篠原移住定住係長、坂巻主事
傍聴者	0名
配布資料	資料1-1 野木町空き家バンク実施要綱(案) 資料1-2 第2回野木町空家等対策協議会及び第3回野木町空家等 対策検討委員会における野木町空き家バンク実施要綱 (案)の変更点について 資料2-1 野木町空き家バンク媒介に関する協定書(案) 資料2-2 第2回野木町空家等対策協議会における野木町空き家 バンク媒介に関する協定書(案)の変更点について 資料3-1 野木町特定空家等判断基準策定スケジュール(案) 資料3-2 野木町特定空家等判断基準チェック方式(修正案) 資料3-3 野木町特定空家等判断基準チェック方式マニュアル(案) 資料4-1 地区計画一覧 資料4-2 地区計画資料(都市計画新橋地区地区計画資料) 資料5 第2回野木町空家等対策協議会議事録(要旨)(案) 資料6 野木町空家等対策協議会設置要綱
1. 開 会	(開会前に担当課より野木町総合サポートセンターPR)
2. 挨 拶	真瀬会長挨拶
3. 議 題	(1) 野木町空き家バンクの創設について (2) 野木町特定空家等判断基準の策定について (3) 第2回野木町空家等対策協議会議事録(要旨)(案)について (4) その他

議事内容(要旨)

	議題（１）野木町空き家バンクの創設について
事務局	（資料１－１・１－２・２－１・２－２について、野木町空き家バンク実施要綱（案）、野木町空き家バンク媒介に関する協定書（案）の各変更点を説明。）
議長	議題（１）の事務局の説明に対して、何か意見はあるか。
委員	要綱（案）第６条（空家等の登録の取下げ）と第１３条（利用者の登録の取下げ）を対比すると、第１３条は２項で取下げの際の取消通知書の通知について明記しているが、第６条では明記されていない。 第６条でも２項を設け、同様の内容を明記すべきではないか。
事務局	第６条２項を設け、取下げの際の取消通知書の通知について明記する。
委員	「空家」と「空き家」の表現の違いは何か。
委員	『空家等対策の推進に関する特別措置法』内の文言に準じる形で「空家等」の表現の場合は「き」なしの「空家」、その他の場合は「空き家」と表現すると認識している。
議長	野木町空き家バンク実施要綱（案）、野木町空き家バンク媒介に関する協定書（案）について、条文等の修正は今後事務局で責任をもって行うとし、各（案）の内容は承認を頂いたということによろしいか。
委員	（全員）異議なし。
	議題（２）野木町特定空家等判断基準の策定について
事務局	（資料３－１・３－２・３－３・４－１・４－２について、野木町特定空家等判断基準策定スケジュール（案）、野木町特定空家等判断基準チェック方式(修正案)、野木町特定空家等判断基準チェック方式マニュアル(案)の各変更点を説明。）
議長	議題（２）の事務局の説明に対して、何か意見はあるか。
委員	チェック方式（修正案）の１６ページ、〔別紙３〕（１）３の調査項目「地域で決められた景観保全に係るルール」は野木町にあるのか。
事務局	現在はないが、将来定められる可能性を加味して、項目は残してある。
委員	そのルールが定められるまでの間はこの調査項目は判断対象項目にはならないという理解になってくると考えられる。（１）１，２の調査項目についても前回協議会で同様の考え方だと伺っている。 また、（１）４の地区計画についても、都市計画新橋地区地区計画資料を見ると、内容は建築物についての規制であって、景観については「地区計画の目標」に方針程度でしか書かれていない。 調査項目として掲げておくこと自体には全くもって異議はないが、〔別紙３〕（１）の全ての調査項目について、ルールが定められるまでは景観保

	<p>全の判断対象項目としては生きてこないという理解でよろしいか。</p> <p>現時点では〔別紙3〕については17ページ、(2)「その他、周囲の景観と著しく不調和な状態である。」の各調査項目によってのみ判断されると考えられる。</p>
事務局	<p>そのような考え方で問題ない。</p> <p>地区計画についても、都市計画新橋地区地区計画資料の「建築物等の形態又は意匠の制限」の部分に色調に関する内容がある程度で、現時点では具体的に景観保全の判断対象項目にはならないと考えられる。</p>
委員	<p>景観についてのルールは建築物が出来てからの取り決めが多く後手に回りがちなので、景観計画や景観条例など早急に定める必要があると思われる。</p>
委員	<p>〔別紙3〕(1) 1～3の調査項目について、項目は残しつつ、現時点では斜線を引き、ルールが定められてから斜線を消去するのはどうか。</p>
事務局	<p>そのようにし、マニュアル(案)にもその旨を明記する。</p>
議長	<p>野木町として景観計画や景観条例の制定を検討するとともに、定められるまでは〔別紙3〕(1) 1～3の調査項目について、項目は残しながらも斜線とし、ルールが定められてから斜線を消去する。また、マニュアル(案)にもその旨を明記することによろしいか。</p>
委員	<p>(全員) 異議なし。</p>
議長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
委員	<p>〔別紙3〕(1)の1～3の調査項目については当該建築物の個性ではなく、周辺との景観の規制であり、4の地区計画は建築物をターゲットとした規制であるので、検討する視点が違うということを確認しておいたほうが良い。</p>
議長	<p>野木町特定空家等判断基準チェック方式(修正案)、野木町特定空家等判断基準チェック方式マニュアル(案)について、議論のあった修正等は今後事務局で責任をもって行うとし、各(案)の内容は承認を頂いたということによろしいか。</p>
委員	<p>(全員) 異議なし。</p>
	<p>議題(3) 第2回野木町空家等対策協議会議事録(要旨)(案)について (※現在、すでに公開されている議事録についての議論のため、省略)</p>
	<p>議題(4) その他</p>
事務局	<p>(資料6について、野木町空家等対策協議会設置要綱への守秘義務の追記</p>

	について説明。)
議長	議題（４）の事務局の説明に対して、何か意見はあるか。
委員	検討委員会の出席者は庁内職員だけとは限らないため、協議会の出席者に対してだけでなく、検討委員会の出席者についての守秘義務の明記も必要なのではないか。
事務局	検討委員会の設置要綱からも委員以外の出席者については庁内職員でない場合も考えられるため、「協議会及び検討委員会」という表現に訂正し、そのように対応したい。
議長	検討委員会の出席者に対しても守秘義務が発生するように表現するということによろしいか。
委員	（全員）異議なし。
議長	ほかに意見はあるか。 なければ、平成３０年度第３回野木町空家等対策協議会の議事を終了したい。 今年度の議事は全て終了とする。

４．閉 会